

募集株式の発行等

一. 発行手続

(1) 募集株式の発行手続

① 募集事項

a. 株式の発行に係る募集事項

株式会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。）について次に掲げる事項を定めなければならない（会社法 199 条 1 項）。

i 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。）

⇒種類株式を発行する場合には、定款の発行可能種類株式総数及び発行する各種類株式の内容の定めに基づいて、その範囲内で発行することができる。

※自己株式を処分する場合には、発行可能株式総数の制約を受けない。

ii 募集株式の払込金額（募集株式 1 株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）又はその算定方法

⇒募集事項における「払込金額」については、実際に払い込まれる金額が募集事項として定めた金額を上回ることを排除していないとされている。従って、株式引受人のうち、より高額の払込金を支払ったものから順に新株を割り当てるといった、割当方法も可能とされている。

ex. 株式会社辰巳は、新たに 1000 株を発行し、第三者に割り当てることとした。

引受けの申込みの結果

申込人 A 1 株 10 万円で 500 株申込み

申込人 B 1 株 9 万円で 300 株申込み

申込人 C 1 株 8 万円で 300 株申込み

申込人 D 1 株 7 万円で 200 株申込み

→株式会社辰巳は、A（500 株）・B（300 株）・C（200 株）に割り当てた。

※割当て自由の原則

iii 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

⇒⑥現物出資を参照のこと

iv 募集株式と引換えにする金銭の払込み又はiiiの財産の給付の期日又はその期間

⇒払込期日の経過前に払込期日を延期するには、募集事項の決定機関がこれを

決定するが、株式の申込みをした者がいる場合には、その株式申込人全員の同意を要する（昭 40. 1. 13 民甲 79）。

v 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

⇒原則どおり、現実の払込額の全額を資本金として計上する場合には、この事項を特に決議する必要はない。

※新たに株式を発行するのではなく、会社が保有する自己株式を割り当てる時は、資本金の額は増加しない。

新株発行	→	資本金の額	増	加
自己株式交付	→	資本金の額	増加しない	

b. 株主割当ての場合において募集事項のほか定めるべき事項

※会社法上の規定の仕方としては、第三者割当てが原則規定であり、株主割当ては特則である

株式会社は、会社法 199 条 1 項の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない（会社法 202 条 1 項）。

i 株主に対し、会社法 203 条 2 項の申込みをすることにより当該株式会社の募集株式（種類株式発行会社にあつては、当該株主の有する種類の株式と同一の種類のもの）の割当てを受ける権利を与える旨

ex. A と B の 2 種類の株式を発行している種類株式発行会社の場合

(株主割当て)		(交付)	
1.	A 株式	→	A 株主
2.	B 株式	→	B 株主
(第三者割当て)		(交付)	
1.	A 株式	→	B 株主
2.	A 株式	→	全くの第三者

ii 1 号の募集株式の引受けの申込みの期日

※第三者割当て・株主割当て共通の事項 払込期日（期間）

株主割当てのみの事項 申込期日

∴第三者割当てでは、いわば会社が自由に割当て決定し、申込みを締め切る。

②募集事項の決定機関

※考え方として…

公開会社 → 募集事項の決定は、
はじめから株主総会から取締役会に授権されている

非公開会社 → 募集事項の決定は、取締役会に授権されていない

a. 第三者割当てによる募集株式の発行の場合

i 公開会社においては、原則として取締役会の決議であるが、払込金額が株式引受人に特に有利な金額である場合は、株主総会の特別決議

∴有利発行の場合まで、取締役会に授権していない。

ii 公開会社でない会社においては、株主総会の特別決議

iii 種類株式発行会社において、譲渡制限付種類株式を発行する場合は、定款に別段の定めがない限り、当該種類株主総会の特別決議を要する。

∴当該種類株主にとって嫌いな第三者を、当該種類株主に無断で株主にするわけにはいかない。

iv 公開会社でない会社においては、株主総会の特別決議によって、募集事項の決定を取締役会の決議（取締役の過半数の一致）に委任することができる（会社法 200 条 1 項）。

※株式発行に関するすべての事項を、取締役会に「丸投げ」するわけではない。

→株主総会で、今回の株式発行の外枠を決定して、その他の細かい募集事項のみ取締役会に決定させる（会社法 200 条 1 項）。

ア 募集株式の数の上限

イ 払込金額の下限…「1 株につき 300 円」

※公開会社でも、有利発行の場合は委任決議により取締役会への授権は可能

b. 株主割当てによる募集株式の発行の場合

i 公開会社においては、取締役会の決議

∴はじめから授権

ii 公開会社でない会社においては、原則として株主総会の特別決議であるが、定款の定めにより、取締役会の決議（取締役の過半数の一致）によって決定することができる。

※株式発行に関するすべての事項を、この場合は定款ではじめから取締役会に「丸投げ」している

③募集事項の通知（第三者割当て）

※③と④の通知の趣旨を理解することがポイント

公開会社において、取締役会の決議によって募集事項を定めたときは、会社は、原則として、払込期日（又は払込期間の初日）の2週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない（会社法201条3項）。

⇒この通知（又は公告）は、株主に募集事項を知らせることにより、株主が不利益を受ける募集株式の発行を止めることを請求（会社法210条）する機会を保障するためのものである。

※株主総会の決議によって募集事項を定めたときは、この通知は不要

∵株主自身が今回発行される株式の募集事項の妥当性をすでに知っている

※ 株主全員の同意があれば、通知期間を短縮することができる（昭41.10.5民甲2875）。

→通知は、公告をもってこれに代えることができる（会社法201条4項）。

④株主割当ての場合の通知

株式会社は、株主割当ての募集事項を定めた場合には、申込期日の2週間前までに、割当てを受ける権利を与える株主（当該株式会社を除く。）に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない（会社法202条4項）。

a. 募集事項

b. 当該株主が割当てを受ける募集株式の数

※株主は、その数に応じて平等に取り扱われる（株主平等原則）

→株主割当てでは、各株主が今回の発行前に所持する株式の数に応じて割当てを受ける（そうでなければ、第三者割当て）

ex. 「今回、あなたには100株割当てられます」

c. 会社法202条1項2号の期日（申込期日）

⇒申込期日の2週間前に株主に通知をするのは、株主に申込みの機会を与えるためのものである。

※ 従って、株主総会で募集事項を決定した場合でも、取締役会で募集事項を決定した場合でも、この通知は必要になる。

→株主全員の同意があれば、当該期間を短縮することができる（昭26.10.3民甲1940）。

※ この通知は、公告をもってこれに代えることができない（会社法202条5項）。～会社法202条1項2号の内容からして、当然。

⑤募集株式の割当て

※株主割当ての場合は、引受けの申込みをした株主には当然株式が割り当てられるので、「割当て」の問題は生じない（会社法 202 条 2 項）。

- a. 株式会社は、申込者の中から募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集株式の数を定めなければならない（会社法 204 条）。ただし、総数引受契約によってするときは割当ての手続は不要となる（会社法 205 条 1 項）。

∴株主割当ての場合においては、持株比率によって割り当てられる株式の数が決定される

- b. 割当ての決定

割当ては取締役等の決定によってするが、募集株式が譲渡制限株式である場合には、原則として、取締役会設置会社でない会社は株主総会特別決議、取締役会設置会社は取締役会決議によらなければならない（会社法 204 条 2 項、309 条 2 項 5 号）。

→その結果、募集株式が譲渡制限株式である場合には、当該議事録が添付書面になる（商登法 46 条 2 項）。

※割り当てる募集株式の数は、割当てを受ける申込者が引き受けようとする募集株式の数よりも減少することができる（会社法 204 条 1 項後段 割当て自由）。

- c. 総数引受契約

総数引受けとは、特定人が募集株式発行会社との契約により募集に係る株式の総数を包括的に引き受ける方式であり、特定人は、複数であってもよいとされている。

※ 契約書が 1 通である必要はないものの、総数の引受契約であることから、実質的に同一の機会に一体的な契約で募集株式の総数の引受けが行われたものと評価できるものでなければならない。

- d. 総数引受契約の承認

総数引受契約がなされた場合において、募集株式が譲渡制限株式である場合には、原則として、取締役会設置会社でない会社は株主総会特別決議、取締役会設置会社は取締役会決議の承認を受けなければならない（会社法 205 条 2 項、309 条 2 項 5 号）。

参考：募集事項及び割当先等の決定機関の表（第三者割当ての場合）

		募集事項の決定	割当先の決定
公開会社	自由譲渡株式の発行	・取締役会の決議（有利発行の場合においては、株主総会の特別決議※）	・代表者の決定
	譲渡制限株式の発行	・取締役会の決議（有利発行の場合においては、株主総会の特別決議※） ・当該譲渡制限付種類株式の種類株主総会の特別決議（定款によって排除できる。）	・取締役会の決議（定款によって別段の定めが可能である。）
公開会社でない会社		・株主総会の特別決議 ・株主総会の特別決議によって、取締役会又は取締役に委任した場合は、取締役会の決議又は取締役の過半数の一致 ・当該譲渡制限付種類株式の種類株主総会の特別決議（定款によって排除できる。）	・株主総会の特別決議（取締役会設置会社においては、取締役会決議。また、定款によって別段の定めが可能である。）

※ 有利発行の場合において、株主総会の特別決議によって、取締役会に委任することができる。

⑥現物出資

募集事項として、現物出資が定められている場合には、原則として、現物出資財産の価額の調査をさせるため、裁判所に検査役の選任を請求しなければならない(会社法 207 条)。

しかし、次に掲げる場合には検査役の選任請求は不要である。

※ 目的物の過大評価により資本充実が損なわれる危険性が低い場合が列挙されている。

ex. 会社の取引相手（債権者）は、この会社の資本金の額の大きさを信じて取引する。

a. 100 万円の現金給付 → 100 万円の資本金が増加
→ その時点で、資本金に見合う財産が本当に会社にあった
→ 取引相手の信用は、失われない

b. 100 万円の現金給付に代わるものとして
90 万円の現物給付 → 100 万円の資本金が増加

→ その時点で、資本金に見合う財産は会社にはない
→ 取引相手の信用は、失われる
→ 誰もその会社と取引をしようとしなくなる
→ 一般に、誰も株式会社と取引しようとしなくなる

※資本金の額の増加に直結する→現実給付が求められる

- i 募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合

ex. 1000 株を発行済みの会社が、引受人 A と B の 2 人に株式を発行した場合

引受人 A（現物出資者） → 80 株

引受人 B（金銭出資者） → 20 株

→ 検査役選任 不要

⇒ この募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合においては、常に検査役の選任請求は不要であるため、他の要件を満たしていない場合は、この要件に該当するか否かを再度確認する必要がある。

- ii 現物出資財産について定められた価額の総額が 500 万円を超えない場合
iii 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合

⇒ 会社法 207 条 9 項 3 号に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする（会社施行規 43 条）。

ア 会社法 199 条 1 項 3 号の価額を定めた日（以下、「価額決定日」という。）における当該有価証券についての最終取引価格（当該価額決定日に売買

取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

イ 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

iv 現物出資財産について定められた価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合

v 現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合

※これは金銭債権の現物出資であり、相殺ではない。

（価値）

100 万円の現金 $\geq$ 100 万円の債務の消滅

（会社の帳簿）

Aさんへの債務により 負債 100 万

（Aの債権の現物出資への評価）

1. 90 万円のものとして評価

→検査役選任 不要

∵会社にとって得な払込み

2. 110 万円のものとして評価

→検査役選任 必要

∵会社にとって損な払込み

⑦出資の履行等

a. 出資の履行

募集株式の引受人は、払込みの期日又は払込みの期間内に、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集株式の払込金額の全額を払い込まなければならない、現物出資の場合には、払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない（会社法 208 条 1 項、2 項）。

※払込期間を定めた場合には、当然当該期間内に払込みをすることを要する。

一方、払込期日を定めた場合であっても、当該期日前に払込みをすることは差し支えない。しかし、払込期間を定めた場合には払込みをした日にそれぞれ

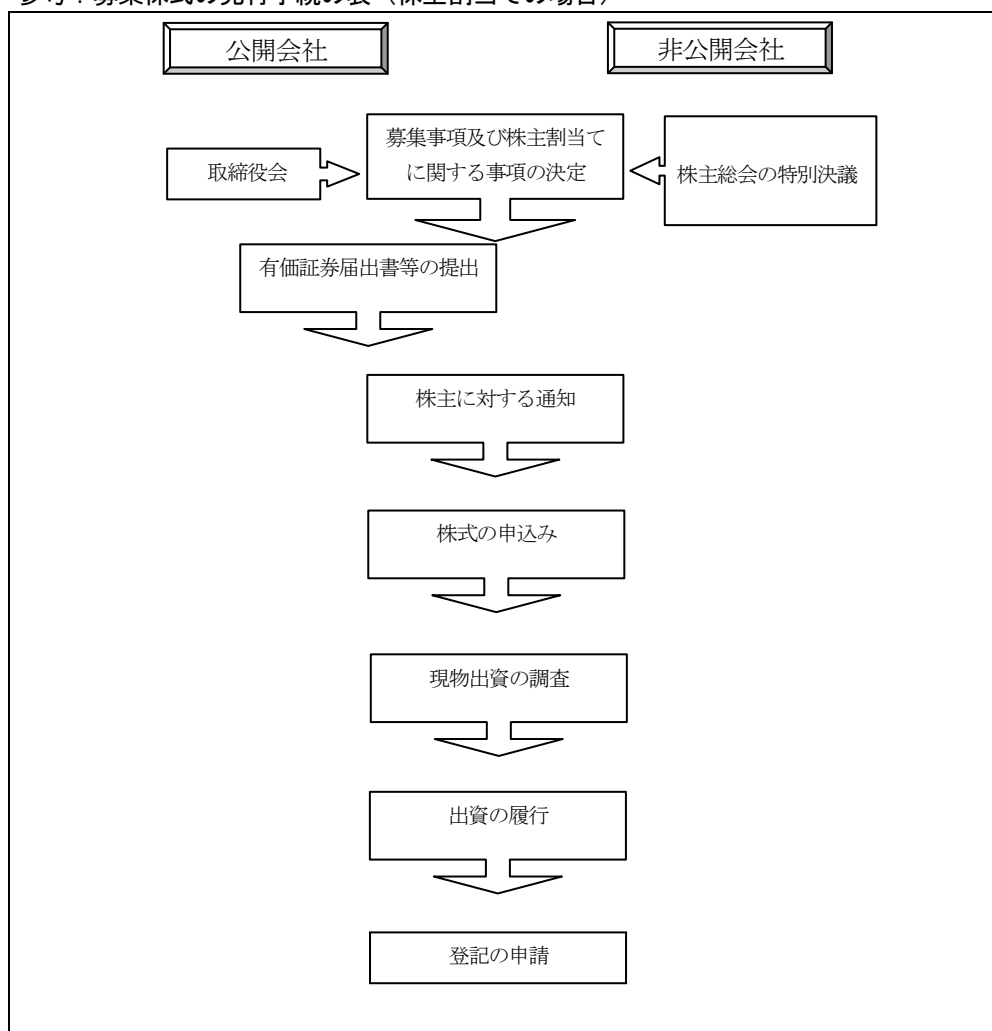
れ募集株式の引受人が株主となるのに対し、払込期日を定めた場合には、当該期日前に払い込まれても、株主となるのは、当該期日である（会社法 209 条）。

⇒なお、募集株式の引受人は、出資の履行をする債務と株式会社に対する債権とを相殺することができない（会社法 208 条 3 項）。

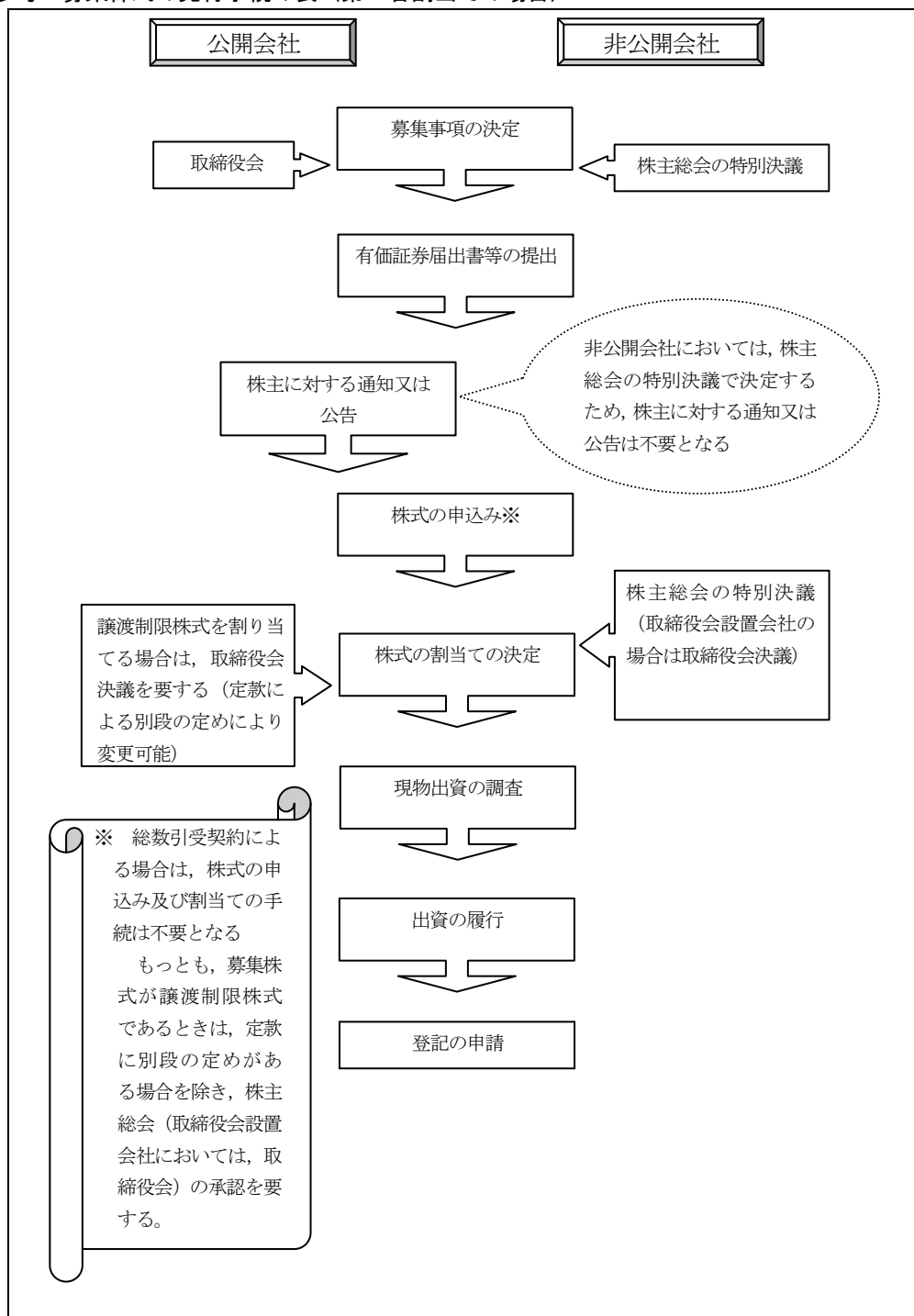
b. 失権

募集株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を当然に失う（会社法 208 条 5 項）。

参考：募集株式の発行手続の表（株主割当ての場合）



参考：募集株式の発行手続の表（第三者割当ての場合）



【本試験問題演習】

会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式を発行した場合には、株主総会の議事録を添付しなければならない。(平成 19 年午後第 31 問 肢ア改題)

(正しい)

会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式を発行した場合には、株式の割当てを受ける者を決定した取締役会の議事録を添付しなければならない。(平成 19 年午後第 31 問 肢イ改題)

(誤り)

引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を超えない場合、募集株式の引受人が会社に対する 600 万円の金銭債権を出資した場合であっても、当該金銭債権について記載された会計帳簿を添付する必要はない。(平成 19 年午後第 31 問 肢エ改題)

(正しい)

会社法上の公開会社でない種類株式発行会社が種類株式を発行した場合には、定款に別段の定めがない限り、当該種類の種類株主総会の特別決議に係る議事録を添付しなければならないが、株主総会の議事録を添付する必要はない。(平成 19 年午後第 31 問 肢オ改題)

(誤り)

二. 登記手続

①登記期間

募集株式の発行による変更の登記は次に掲げる日から 2 週間以内とされている(会社法 915 条 1 項, 2 項)。

- a. 払込期日を定めた場合においては、払込期日
- b. 払込みの期間を定めた場合においては、払込みの期間の末日

②登記すべき事項

変更後の「発行済株式総数」及び「資本金の額」、種類株式発行会社においては、それに加えて変更後の「発行済株式の種類及び種類ごとの数」、並びにその変更年月日である。

③登録免許税

募集株式の発行による変更の登記の際に納付すべき登録免許税額は、増加した資本金の額に 1000 分の 7 を乗じた額である。ただし、これによって計算した額が 3 万円に満たない場合には申請件数 1 件につき 3 万円である(登免法別表 1. 24. (1) 二)。

④添付書面

- a. 募集事項の決定をした機関に応じて

「株主総会議事録」

「取締役会議事録」

「取締役の過半数の一致を証する書面」

を添付する(商登法 46 条 1 項, 2 項)。

さらに、種類株主総会の決議を要する場合は、「種類株主総会議事録」を添付する。

- b. 譲渡制限株式を割り当てる場合においては、割当決定をした機関に応じて

「株主総会議事録」

「取締役会議事録」を添付する。

- c. 公開会社でない会社において、定款の定めに従い取締役会の決議(取締役の過半数の一致)により募集事項及び株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合

「定款」を添付する必要がある(商登規 61 条 1 項)。

- d. 「募集株式の引受けの申込みを証する書面」又は

「会社法 205 条の契約を証する書面」(商登法 56 条 1 号)

⇒ 株主割当ての場合は、総数引受を証する書面を添付することはない。

- e. 譲渡制限株式を割り当てる場合においては、割当決定をした機関に応じて

「株主総会議事録」

	A種類株式	1万5000株
	資本金の額	金1億5000万円
1. 課税標準金額	金5000万円	
1. 登録免許税	金35万円	
1. 添付書類	取締役会議事録	1通
	種類株主総会議事録	1通
	総数引受契約を証する書面	1通
	払込みがあったことを証する書面	1通
	資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面	1通
	委任状	1通

申請書 第三者割当ての場合（非公開会社かつ現物出資のみ）

株式会社変更登記申請書		
1. 登記の事由	募集株式の発行	
1. 登記すべき事項	平成28年4月1日次のとおり変更	
	発行済株式の総数	5万株
	資本金の額	金1億5000万円
1. 課税標準金額	金5000万円	
1. 登録免許税	金35万円	
1. 添付書類	株主総会議事録	1通
	取締役会議事録	1通
	募集株式の引受けの申込みを証する書面	何通
	検査役の調査報告書及びその附属書類	1通
	検査役の報告に関する裁判の謄本	1通
	資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面	1通
	委任状	1通

三. その他～募集株式の発行手続における注意点

(1) 募集株式の発行の可否について

① 第三者割当てによる場合の決議機関

a. 単一株式発行会社

この場合は、原則どおり、公開会社の場合は取締役会によって決定し、公開会社でない会社の場合は株主総会（株主総会の特別決議によって取締役会又は取締役の過半数の一致によって決定することを委任できる。）の特別決議によって決定する。

注意すべき点としては、株主総会の決議によって委任した場合である。委任決議の効力は、当該委任に係る募集株式の払込みの期日又は払込期間の末日が当該委任決議の日から1年以内の日であるものについてのみ効力を有するため、例えば、申込期日が決議の日から1年以内であっても、払込期間の末日が決議の日から1年経過後であれば、募集株式の発行はできないことになる。

また、株主割当ての場合と違い、定款によって取締役会又は取締役の過半数の一致によってすることを定めることはできないことにも注意を要する。

b. 種類株式発行会社

種類株式発行会社においては、発行する種類株式が譲渡制限株式であるか否かに注意を要する。

譲渡制限株式を発行する場合は、通常発行決議のほかに、当該譲渡制限株式の種類株主総会の決議が必要となる。これは、定款の定めによって不要とすることができるが、この定めがない場合は、種類株主総会の特別決議が必要となるので、注意する必要がある。この種類株主総会の決議は、会社法 322 条 1 項によるものではなく、会社法 199 条 4 項によるものであるため、会社法 322 条 1 項の種類株主総会の決議を不要とする旨の定款の定め及び登記がされていても、別に会社法 199 条 4 項を排除する旨の定款の定めがなければ、種類株主総会の決議を要することに注意を要する。

② 株主割当てによる場合の決議機関

a. 単一株式発行会社

この場合は、原則どおり、公開会社の場合は取締役会によって決定し、公開会社でない会社の場合は株主総会の特別決議によって決定する。ただし、定款の定めによって、取締役会又は取締役の過半数の一致によって決定することを定めることができる。

第三者割当ての場合とは逆に、株主総会による募集事項の決定の委任をすることはできないことに注意を要する（会社法 202 条 5 項）。

b. 種類株式発行会社

種類株式発行会社においては、会社法 322 条 1 項により、他の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合に種類株主総会の特別決議が必要となる点で、第三者割当てと異なる。

第三者割当ての場合は、譲渡制限株式を発行するときに、会社法 199 条 4 項によって当該種類株主総会の決議を要するが、株主割当ての場合は、この規定の適用はない。

いずれも種類株主総会決議を要求する規定だが…

ex. AとBの2種類の種類株式を発行している会社が、A種類株式を発行した場合

(第三者割当)

A (譲渡制限)
B

割当て

第三者



→ A種類株主総会決議が必要 (会社法 199 条 4 項)

∴ Aに無断で好ましくない第三者が株主になるのを防ぐ

(株主割当)

A
B

割当て

A (Bに不利)



→ B種類株主総会決議が必要 (会社法 322 条 1 項)

③その他の注意すべき事項

a. 募集株式の発行と発行可能株式総数

新株予約権が発行されている場合において、その新株予約権の行使期間が到来しているとき、当該新株予約権の目的となる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く）の総数を控除して得た数を超えてはならない（会社法 113 条 4 項）。つまり、新たに発行する株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式の総数及び行使期間が到来している新株予約権の目的となる株式の総数を控除した数を超えてはならない。

例えば、行使期間の到来している新株予約権の目的となる株式の数が 1000 株、発行済株式の総数が 4000 株であり、発行可能株式総数が 5000 株の場合、新たに募集株式を発行することはできないことになる。この場合は、発行可能株式総数を増加する必要がある。

発行可能
株式総数 $\geq$ 発行済株式総数
(自己株式を除く) + 新株予約権の
目的の株式数

※ 行使期間到来
のものに限る

b. 募集株式の発行と発行可能種類株式総数

発行可能株式総数と同様に、発行可能種類株式総数についても、制限がある。発行可能種類株式総数においては、行使期間が到来した新株予約権だけでなく、行使期間が到来した取得請求権付株式及び取得条項付株式の目的となる種類株式について発行可能種類株式総数から発行済種類株式（自己株式を除く）の総数を控除して得た額を超えてはならないとされている（会社法 114 条 2 項）。

従って、新株予約権等が発行されている場合には、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数等に注意し、新たに株式を発行することができるかを判断する必要がある。

発行可能 種類株式総数	≥	発行済種類株式総数 (自己株式を除く)	+	新株予約権の 目的の株式数
		取得請求権付株式 の目的株式総数		※行使期間到来の ものに限る
	+	取得条項付株式 の目的株式総数		

c. 議決権制限株式の発行

種類株式発行会社が公開会社である場合において、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式の数が、発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えるに至ったときは、株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置をとらなければならない（会社法 115 条）。

従って、公開会社が募集株式を発行する旨の決議をした場合において、発行後の議決権制限株式の数が、発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えることとなったとしても、それによって募集株式の発行ができなくなるわけではなく、発行後に必要な手続をとるべきことになる。

d. 役員選任権付株式の発行

委員会設置会社及び公開会社は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任することについての定めがある種類の株式を発行することができない（会社法 108 条 1 項ただし書、9 号）。

従って、役員選任権付株式を発行する旨の決議をした場合において、当該株式会社が、委員会設置会社又は公開会社である場合は、その旨の株式を発行することができないため、注意を要する。

e. 現物出資における注意事項

募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合においては、常に検査役の選任請求は不要である（会社法207条9項1号）。検査役の選任が不要となるための他の要件を満たしていない場合は、この要件に該当するか否かを再度確認する必要がある。書式の問題においては、この旨は明示されておらず、発行済株式と現物出資によって発行される株式の数とを比較し、当該要件を満たすか否かを判断しなければならない。

f. 募集株式と設立時発行株式との違い

- i 設立時発行株式においては、発起人のみが現物出資をすることができるが、募集株式の発行においては、誰でも現物出資をすることができる。
- ii 現物出資における検査役の調査は、募集株式においては発行済株式の総数に対する現物出資者に割り当てる株式の数が10分の1以下であれば不要となるが、設立時発行株式の場合はこのような規定はない。

(2) 募集株式の発行における登記手続について

① 商業登記法で規定されていない添付書面について

- a. 払込期日を設定した場合において、当該払込期日の経過前にこれを延期する旨の変更決議をしたときは、その旨を証する決議機関の決議を証する書面及びすでに申込みをした者全員の「同意書」を添付しなければならない（昭40.1.13民甲79）。
- b. 株主割当てにおいて、引受けの申込みの期日を設定した場合、募集事項について決定された日付と申込期日との間には2週間以上の期間が必要であるが、この期間を短縮するには、総株主の同意書が必要とされている（昭54.11.6民4.5692）。

② 現物出資に係る注意事項

- a. 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について募集事項として定められた価額が当該有価証券の市場価格を超えない場合には、取引相場のあるものでなくても、検査役の調査を要しない。
- b. 現物出資財産が会社に対する金銭債権であって、当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には、検査役の調査を要しない。そして、この場合には、金銭債権について記載された会計帳簿（当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を確認することができるもの）を添付しなければならない。当該金銭債権は、弁済期が到来しているものに限るが、会計帳簿の記載から当該金銭債権の弁済期の到来の事実を確認することができない場合であっても、会社が期限の利益を放棄していないことが添付書面から明らかな場合を除いて、登記申請は受理

される（平 18.3.31 民商 782）。

【本試験問題演習】

（平成 17 年度午後第 33 問記述イ）

募集株式の発行の際に、出資される財産が市場価格のある有価証券であり、取締役会の決議で定めた価格が、当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合には、その価格が 500 万円を超えるときであっても、変更の登記の申請書には、当該有価証券についての検査役の調査報告書を添付する必要はない。

（正しい。現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について募集事項として定められた価額が当該有価証券の市場価格として法務省令（会社法施行規則 43 条）で定める方法により算定されるものを超えない場合、当該有価証券についての現物出資財産の価額について検査役の調査を省略することができる（会社法 207 条 9 項 3 号）。）

（平成 18 年度午後第 33 問記述ア）

新株予約権を発行している会社が新株予約権の行使期間の初日の到来前に募集株式を発行した場合には、当該募集株式の発行後の発行済株式総数に新株予約権の目的である株式の数を加えた数が当該会社の発行可能株式総数を超えるときであっても、当該募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

（正しい。新株予約権の新株予約権者が取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から自己株式を除いた発行済株式の総数を控除して得た数を超えてはならない（会社法 113 条 4 項）。しかし、新株予約権の行使期間の初日が到来していない場合は、募集株式の発行後の発行済株式総数に新株予約権者が取得することとなる株式の数を加えた数が会社の発行可能株式総数を超えることになるときでも、募集株式を発行することができ（会社法 113 条 4 項括弧書）、当該募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。）

（平成 19 年度午後第 31 問記述ア）

会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式を発行した場合には、株主総会の議事録を添付しなければならない。

(正しい。会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式を発行する場合、募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない(会社法 199 条 2 項)。この場合、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、募集事項の決定に係る株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法 46 条 2 項)。また、株主総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができるが(会社法 200 条 1 項)、この場合は、委任の決議に係る株主総会の議事録の添付が必要になる(商登法 46 条 2 項)。

(平成 19 年度午後第 31 問記述エ)

募集株式の引受人が会社に対する 600 万円の金銭債権を出資した場合であっても、引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式総数の 10 分の 1 を超えない場合は、当該金銭債権について記載された会計帳簿を添付する必要はない。

(正しい。現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合には、検査役の調査を要しない(会社法 207 条 9 項 1 号)。会社法 207 条 9 項各号に掲げられた、検査役の調査が不要となる場合のうち(会社法 207 条 9 項 1~5 号参照)、この要件については、申請書類と登記記録の比較から明らかであるから、これを証するために特段の添付書類を要しない。)

(平成 22 年度午後第 29 問記述ア)

会社法上の公開会社でない取締役会設置会社において、株主総会の決議により決定された払込期日より前に募集株式の引受人のすべてが出資の履行を完了した場合において、当該払込期日を繰り上げる旨の株主総会の決議をしたときは、当該払込期日より前の日を登記原因年月日とする募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該株主総会の議事録を添付しなければならない。

(正しい。払込期日前に全額の払込みを完了した場合において、募集事項の決定機関が払込期日を繰り上げる旨の決定をしたときは、当該決定をしたことを証する書面を添付して、その繰り上げられた払込期日を登記原因年月日として、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる(昭 37. 6. 13 民甲 1563)。

(平成 22 年度午後第 29 問記述イ)

会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで、募集事項を取締役会の決議により定めたときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

(誤り。公開会社でない株式会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えずに募集株式の発行を行う場合、募集事項の決定機関は、株主総会である（会社法 199 条 2 項）。公開会社でない取締役会設置会社において、募集事項を取締役会の決議により定めることができる場合として考えられるのは、株主総会の決議によって募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて、具体的な募集事項の決定を取締役会に委任した場合である（会社法 200 条）。この場合に添付を要するのは、委任に係る株主総会の議事録である（商登法 46 条 2 項）。)

(平成 22 年度午後第 29 問記述ウ)

会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、株主に対して募集事項、当該株主が割当てを受ける募集株式の数及び募集株式の引受けの申込みの期日を通知したことを証する書面を添付しなければならない。

(誤り。株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、当該株式会社は、募集株式の引受けの申込みの期日の 2 週間前までに、当該株主に対して、募集事項、当該株主が割当てを受ける募集株式の数及び募集株式の引受けの申込みの期日を通知しなければならない（会社法 202 条 4 項）。しかし、かかる通知をしたことを証する書面の添付は要求されておらず、添付書面となるのは、募集株式の引受けの申込みを証する書面である（商登法 56 条 1 号）。)

(平成 22 年度午後第 29 問記述エ)

会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合において、募集事項を決定した株主総会決議の日と募集株式の引受けの申込みの期日との間に 2 週間の期間がないときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該期間の短縮についての総株主の同意書を添付しなければならない。

(正しい。株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、当該株式会社は、募集株式の引受けの申込みの期日の 2 週間前までに、当該株主に対して、募集事項、当該株

主が割当てを受ける募集株式の数及び募集株式の引受けの申込みの期日を通知しなければならない（会社法 202 条 4 項）。この通知を証する書面の添付は不要であるが、募集事項等の決定の日付と申込期日との間に 2 週間以上の期間がない場合には、募集事項の決定に関する書面の記載から、その事実が判明することになる。他方、この期間は、総株主の同意によって短縮することも可能と解され、その同意書を添付すれば、所要の通知期間がない場合であっても、株主割当ての方法による募集株式の発行による変更の登記を申請することができる（昭 54. 11. 6 民 4. 5692。）

（平成 22 年度午後第 29 問記述オ）

会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が、株主総会の決議により決定された払込期日を当該払込期日の経過前に延期する旨の決議を株主総会においてした場合には、募集株式の発行による変更の登記の申請書には、当該延期に係る決議をした株主総会の議事録及び募集株式の引受けの申込みをした者全員の同意書を添付しなければならない。

（正しい。払込期日を当該期日の経過前に延期するには、募集事項等の決定機関によってこれを決定すべきものであり、また、一人でも募集株式の引受けの申込みをした者があるときは、その者の同意を要すると解されている（昭 40. 1. 13 民甲 79）。本記述においては、募集事項を株主総会の決議で決定しているため、株主総会において払込期日（会社法 199 条 1 項 4 号）を延期する旨の決議をした上、募集株式の引受けの申込みをした者全員の同意を得て、募集株式の発行による変更の登記を申請することができ、この申請書には、株主総会議事録（商登法 46 条 2 項）のほか、募集株式の引受けの申込みをした者全員の同意書を添付しなければならない。）